骨子５（相談支援専門部会担当分野）

資料５

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	Ⅲ数値目標
５障害のある人の相談支援体制の充実 障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、アドバイザーを派遣します。 また、サービス等利用計画を作成する相談支援事業者の確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の育成に係る各種研修を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモデルを示し、その設置促進を支援します。 なお、障害のある子どもに係る相談については、手帳や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる子どものための相談支援体制の充実を図ります。	**（１）地域における相談支援体制の充実**	（１） **【Ⅰ現状・課題】** 障害のある人の地域における自立した生活を支えるためには、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が不可欠であり、相談支援に係る関係機関の機能や役割分担等の調整が必要である。 また、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する必要がある。 **【Ⅱ取組の方向性】** 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を支援するとともに、地域課題の協議や相談支援に従事する者への助言・指導等、地域の中核的な役割を果たすことができる人材を養成する。 また、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを派遣する。	（１）（２）（３） ①計画相談支援従事者数六 ②特定相談支援事業所所在市町村数六 ③一般相談支援事業所所在市町村数六 ④相談支援アドバイザー派遣事業に係る配置数六・福及び派遣件数六 ⑤基幹相談支援センター設置市町村数六 ⑥発達障害者支援センターによる相談支援件数見込福・六 ⑦発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数見込福・六 ⑧発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込福・六 ⑨発達障害者支援地域協議会の開催回数見込福・六 ⑩相談支援専門員の養成数六 ⑪相談支援専門コース別研修事業受講者数六及び研修開催回数六 ⑫医療的ケア等コーディネーター養成研修の修了者数（累計）
	（２）地域における相談支援従事者の研修の充実	（２） **【Ⅰ現状・課題】** サービス等利用計画を作成する相談支援事業者の安定確保と質の向上を図る必要がある。 **【Ⅱ取組の方向性】** 相談支援専門員等の育成ビジョンを明確にし、研修効果のより一層の向上を図る。	
	（３）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	（３） **【Ⅰ現状・課題】** 障害のある子どもに係る相談については、手帳の有無や診断名等に関わらず、障害の可能性が見込まれる子どものための相談支援体制の充実が必要である。 **【Ⅱ取組の方向性】** 医療、福祉資源に関する情報の提供を行うとともに、医療的ケアの必要な子ども等、障害のある子どもに対する相談支援に係る研修を行う。	

※総…現千葉県総合計画　福…障害福祉計画及び障害児福祉計画基本指針（地域生活支援事業含）
基…障害者基本計画　六…第六次千葉県障害者計画